

2025年8月1日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

**福島第一原子力発電所における事故・トラブル等に関する
「通報基準・公表方法」の読み替えについて**

当社は、福島第一原子力発電所における事故・トラブル等に関する迅速・的確な情報発信を目的に、2013年9月から「通報基準・公表方法」を策定し、運用を開始しております。

また、廃炉作業の進捗に伴う新たな作業の発生などの状況変化を踏まえて、2025年2月に改訂しております。

このたび、福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請（実施格納容器の不活性雰囲気維持機能に関する運転上の制限の見直し）においては、7月23日に認可、8月2日に施行となります。これに伴い、「通報基準・公表方法」の一部について添付資料のとおり8月2日より読み替えることとします。

添付資料

- 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法
【2025年8月2日読み替え】

以上

添付

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法				
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)				要否	タイミング	公表区分	一斉メール	日報	会見説明	備考
(3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。	福島第一原子力発電所1～3号機を対象とする。ただし、2台運転時に1台が停止した場合など、供給に支障がない場合は対象外とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	原子炉格納容器内窒素封入設備	窒素ガス分離装置（PSA）自動停止等	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時 ●運転上の制限からの逸脱 ・運転中の窒素ガス分離装置が全台停止した場合（速やかに再起動又は他の装置に切り替えた場合を除く） ・待機中の窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能でない場合 ・格納容器内水素濃度が2.5%を超えた場合	B	○	○	○	

2025年8月2日読み替え箇所（赤囲み部）

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、下記以外の事故・トラブルが発生した場合も含め、通報・公表の要否は社会的関心の状況などを踏まえて柔軟に判断します。

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
（１）発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。		発電所の防災業務計画に基づく警戒事象通報、原災法に基づく第10条通報、第15条報告及び第25条報告による ※以下に第25条に基づく報告項目を記す（原子力災害対策特別措置法より一部抜粋） ・第25条（原子力事業者の応急措置） 1 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。 2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。										
（２）核燃料（溶融燃料を含む）の冷却機能（原子炉注水を含む）が停止したとき。	全号機（共用施設も含む。）を対象として、常設設備のほか、炉注水設備及び使用済燃料プール冷却系等の仮設設備を対象とする。ただし、規定どおりに予備機の起動により冷却機能を回復した場合は対象外とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	原子炉圧力容器 ・格納容器注水設備	ポンプ自動停止等	トラブル	●既設の設備で原子炉への注水ができない場合 （原子炉注水ポンプの停止後、常用原子炉注水系または非常用原子炉注水系による復旧が速やかにできない場合）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
					●ポンプが１台停止した場合又は停止する必要がある場合 （原子炉注水ポンプは停止したものの、再起動又は他のポンプの自動起動により必要な注水量を確保できた場合は除く）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
			炉注流量変動	トラブル	●運転上の制限からの逸脱 ・原子炉注水系に必要な注水量が確保されていない場合において原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を１時間に１回確認できない場合、または、確保されていない時間が２４時間を超過した場合 ・待機中の原子炉注水系の全てが動作可能でない場合 ・任意の２４時間あたりの注水量増加幅が３．０m ³ ／時を超過した場合（復旧措置等を除く）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
			炉注流量変更等	操作	●設定流量を変更する場合 （原子炉格納容器の水位維持を目的とした流量変更の場合を除く）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	E	－	○	○	
					●設定流量変更を伴わない流量変更（自然増減分の調整）の場合	×	－	その他	－	－	－	
					●不具合対応のための計画的な系統の運用停止（系統の切り替えが必要な場合） ・CST炉注ポンプを全台停止し、タービン炉注ポンプに切り替える場合など	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	E	－	○	○	
		原子炉圧力容器 ・格納容器ほう酸水注入設備	ほう酸水注入不能	トラブル	●ポンプ切替、定例試験等予定作業	×	－	その他	－	－	－	
					●運転上の制限からの逸脱 ・ほう酸水タンク水位又は温度が維持すべき値の範囲を超えた場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●ほう酸水注入設備の故障により、全ての注入設備が使用出来ない場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
					●ほう酸水注入機能に影響がない故障の場合	×	－	その他	－	－	－	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
		使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系 (5・6号機、共用プール、1・2号機)	漏水 スキマサージタンク等水位変動	トラブル	●使用済燃料プールからの継続的な漏水 ・漏えいが継続している場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	A	○	○	○	
					●運転上の制限からの逸脱 ・一次系系統水の建屋外への異常な漏えい (スキマサージタンクの自然減以外の水位低下及び隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●原因不明の水位変動が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	C	○	○	○	
			ポンプ等自動停止等	トラブル	(5・6号機、共用プール) ●一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要が生じた場合 (予備機へ切り替えが可能な場合を除く（停止切り替え）)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
					(1・2号機、5・6号機) ●一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要が生じた場合 (予備機へ切り替えが可能な場合を除く（停止切り替え）)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	D	－	○	○	
					(1・2号機) ●冷却機能に影響しない設備が停止した場合 (塩分除去装置の自動停止等)	×	－	その他	－	－	－	
		ポンプ等起動・停止	操作	(1・2号機、5・6号機、共用プール) ●不具合対応のため計画的に冷却を停止する場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	E	－	○	○		
				(5・6号機) ●計画的な作業のためプール冷却を残留熱除去系（非常時熱負荷モード）と使用済燃料プール冷却系を切り替えて行う場合	×	－	その他	－	－	－		
				●一次系又は二次系を計画的に停止する場合	×	－	その他	－	－	－		
				●一次系又は二次系を計画的に切り替える場合	×	－	その他	－	－	－		
		使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系 (3・4号機)	漏水 スキマサージタンク等水位変動	トラブル	●使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					●運転上の制限からの逸脱 ・一次系系統水の建屋外への異常な漏えい (スキマサージタンクの自然減以外の水位低下及び隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	C	○	○	○	
					●原因不明の水位変動が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	D	－	○	○	
			ポンプ等自動停止等	トラブル	●不具合により停止した場合又は急遽停止する必要が生じた場合	×	－	その他	－	－	－	
			ポンプ等起動・停止	操作	●計画的に停止する場合又は計画的に切り替える場合	×	－	その他	－	－	－	

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法				
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）					要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考
（３）原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。	福島第一原子力発電所１～３号機を対象とする。ただし、２台運転時に１台が停止した場合など、供給に支障がない場合は対象外とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	原子炉格納容器内窒素封入設備	窒素ガス分離装置（PSA）自動停止等	トラブル	●全ての窒素ガス分離装置が起動できなく、復旧に時間を要する場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	A	○	○	○	
					実施計画施行に伴い、2025年8月2日より添付のとおり読み替える	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●窒素ガス分離装置１台が停止した場合（２台運転中の１台停止や他の装置への切り替えなど窒素ガスの供給に支障がない場合は除く）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
			封入流量変更	操作	●封入流量の設定流量変更を伴う場合	○	●事前（前日、遅くとも当日前） ●変更後（実績）	E	－	○	○	
					●封入流量の設定流量変更を伴わない場合	×	－	その他	－	－	－	
			窒素ガス封入量に一時的な変化を確認	トラブル	●原子炉格納容器／原子炉圧力容器窒素ガス封入量の変化により原子炉格納容器水素濃度、圧力に有意な変動がある場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					操作	●不具合対応のため計画的に運用停止する場合（窒素ガス封入量に一時的な変化を与える可能性がある場合）	○	●事前（停止計画） ●事後（停止実績）	E	－	○	○
（４）モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。	福島第一原子力発電所においては、再臨界の判断基準（バックグラウンドの平均値から２マイクロシーベルト/時の増加）を超える上昇が検出されたときとする。	モニタリングポスト ダストモニタ	放射性物質放出の影響を確認	トラブル	●モニタリングポストの有意な上昇があった場合 ・モニタリングポストは３月間のBG平均＋１μSv/hを目安とする ・線量率表示器は設置地点毎に通常の変動幅を考慮して予め設定した値を超えた場合を目安とする	○	●確認後、30分以内に必ず判明している範囲で第１報を発信、情報が入った段階で続報を発信 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	A	○	○	○	●発電所構外からの影響によると判断した場合
					●エリアモニタの有意な上昇があった場合（過去の変動範囲から逸脱した場合）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					●モニタリングポストにおいて20nGy/hを超える変動があり、ダストモニタの指示等を確認した結果、異常な放出が認められた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
					●モニタリングポストの欠測（隣接する2局以上かつ2時間以上欠測が継続した場合）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●復旧時	C	○	○	○	
					●モニタリングポストの欠測（速やかに復旧できない場合）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●復旧時	D	－	○	○	
					●排気筒モニタの故障による欠測（５・６号機）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	D	－	○	○	
					●発電所構外からの影響によると判断した場合							

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
					●敷地境界付近ダストモニタで高警報が発生した場合 ※2系統で測定している場合は、2系統ともに高警報が発生 又は1系統で高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
					●敷地境界付近ダストモニタの機器異常で速やかに復旧できない場合（ダスト監視不能） ※2系統で測定している場合は、2系統ともに監視不能となった場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	D	－	○	○	
					●構内ダストモニタで高高警報が発生した場合 ※2系統で測定している場合は、2系統ともに高高警報が発生 又は1系統で高高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
					●構内ダストモニタで高警報が発生した場合 ※2系統で測定している場合は、2系統ともに高警報が発生 又は1系統で高警報が発生し、他の1系統に有意な変動がある場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	E	－	－	○	
					●構内ダストモニタの機器異常で速やかに復旧できない場合（ダスト監視不能） ※2系統で測定している場合は、2系統ともに監視不能となった場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	D	－	○	○	
					（1～3号機） ●オベフロ・構台上のダストモニタで高高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	E	－	－	○	
					（1～3号機） ●オベフロ・構台上のダストモニタで高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	E	－	－	○	
					●警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×	－	その他	－	－	－	
					タンク解体作業時	トラブル	●解体作業時にダスト濃度を作業管理値未満に維持できず、解体作業中止して仮設屋根設置の措置を行う場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	その他	－	－
			各種サンプリング（海水、地下水、排水路他）	サンプリング結果の有意な変動	－	●各種サンプリング値において、以下2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響があると判断出来る場合（可能性含む） 例：周辺観測孔等でも前回の値と比較して有意な変動がある場合　等	○	●分析結果確定後30分以内を目安に通報	B	○	○	○
●各種サンプリング値において、以下の2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響がないと判断出来る場合 例：周辺観測孔等で前回の値と比較して有意な変動が無い場合、告示濃度限度以下の場合　等	○					●分析結果確定後30分以内を目安に通報 ●分析結果の確定が夜間の場合は翌朝に通報	D	－	○	○		
●各種サンプリング値の測定結果（有意な変動[過去の値を大きく上回る場合]等がなく、環境への汚染の影響がない場合）（地下水サンプリング含む）	○					●毎日定例的にお知らせしているプラント状況等と併せて通報 ●上記以外は分析結果確定後に通報	その他	－	－	－	●適宜ホームページ掲載	
（５）放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。	放射性物質とは、原子炉等規制法第2条第2項の核燃料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む。	燃料・廃棄物関係	放射性物質等の輸送中の事故	トラブル	●核燃料物質若しくは核燃料物質に汚染されたもの、又は放射性同位元素を輸送中の事故（炉規法第2条第2項の核燃料物質及び障防法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	A	○	○	○	
					●作業員・車両・物品が実施計画で定める基準[13,000cpm]を超えて構外に出た場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	C	○	○	○	
			燃料の移動・輸送	作業	●燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	○	●全ての移送が終了後に通報	E	－	○	○	●実績を公表

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法				
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）					要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考
（６）放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。		燃料・廃棄物関係	核燃料物質等又は放射性同位元素の盗取、又は所在不明	トラブル	●核燃料物質等又は放射性同位元素の盗取、又は所在不明の場合 （炉規法第2条第2項の核燃料物質及び障防法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報	A	○	○	○	
（７）原子炉施設に故障があったとき。	冷温停止の維持に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。 なお、福島第一原子力発電所１～３号機については、「冷温停止」を「冷温停止状態」と読み替える。	電源関係	外部電源停止	トラブル	●全ての外部電源が停止した場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	A	○	○	○	
					●運転上の制限からの逸脱 ・外部電源が以下の回線数を満足できない場合 １～４号機：２回線 ５、６号機：４回線 （送電線事故等による瞬停時及び計画的な電源切替等による停止を除く）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●１～４号側で使用中の外部電源が停止した場合 （大熊線３号・４号が同時に停止）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
					●５、６号側で使用中の外部電源が停止した場合 （双葉線１号・２号が同時に停止）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
			所内電源停止	トラブル	●所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で復旧に時間を要する（１日以上）と見込まれる場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	※	○	○	○	※影響を及ぼした主要設備の動作状況（通報基準）に応じて公表区分を決定する
					●所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で速やかに復旧できる場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●復旧時	※	○	○	○	※影響を及ぼした主要設備の動作状況（通報基準）に応じて公表区分を決定する
					●所内電源の停止により主要設備の動作状況に影響を及ぼさない場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報	C	○	○	○	
				操作	●所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が必要な場合	○	●事前（前日、遅くとも当日前） ●停止後（１日で終る場合省略） ●復旧後	E	—	○	○	
					●所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が不要な場合（事前に受電切替を行う場合、片系のみの場合等）	×	—	その他	—	—	—	
					非常用ディーゼル発電機	トラブル	●定例試験等で不具合が確認され、待機除外等になる場合	○	●判断後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○
		原子炉格納容器ガス管理設備	再臨界判定	トラブル	●運転上の制限からの逸脱 ・サンプリングの結果、再臨界及び再臨界の可能性ありと判断した場合 ・原子炉格納容器ガス管理設備が使用不可の場合には、原子炉圧力容器底部温度上昇率またはモニタリングポスト空間線量率等により再臨界の可能性ありと判断した場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	A	○	○	○	
			監視不能 （希ガスモニタ）	トラブル	●運転上の制限からの逸脱 ・A・B両系とも監視不能の場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
					●1系統が監視不能となったが、もう1系統で監視が出来ている場合（監視不能となった系統をすぐに復旧できる場合は除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	D	－	○	○	
			遠隔監視不能 （希ガスモニタ）	トラブル	●監視PC及びWebカメラのいずれでも監視不能の場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	E	－	○	○	
					●監視PCで監視不可だがWebカメラにて監視可能の場合	×	－	その他	－	－	－	
			操作関係	操作	●作業に伴い1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持できている場合	×	－	その他	－	－	－	
		原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器	異常な温度上昇	トラブル	●運転上の制限からの逸脱 ・原子炉圧力容器底部温度で80℃を超過 ・原子炉格納容器内温度が全体的に著しい温度上昇傾向がある場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内温度の上昇の兆候	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	D	－	○	○	
			温度計異常	作業	●監視使用可の保安規定対象温度計について、日常監視又は毎月実施する信頼性評価で異常が見られ点検（抵抗測定等）を実施した場合	○	●点検決定後速やかに ●点検後の扱い（監視→参考又は故障）決定後	E	－	○	○	●点検結果で不良となった場合
					●毎月実施する定例点検の結果、温度計の扱い（監視、参考、故障）が変更になった場合	×	－	その他	－	－	－	●月例プレス（「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」）にて説明
					●毎月実施する定例点検の結果、温度計の扱い（監視、参考、故障）が変更にならない場合	×	－	その他	－	－	－	●月例プレス（「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」）にて説明
			原子炉格納容器水位変動 （1～3号機）	－	●原子炉格納容器水位が想定を超えて変動した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●対応処置の実施内容、実施状況 ●復帰判断時	C	○	○	○	
			原子炉格納容器内圧力変動 （1～3号機）	－	●原子炉格納容器内圧力が想定を超えて変動した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●対応処置の実施内容、実施状況 ●復帰判断時	C	○	○	○	
		汚染水処理設備等 汚染水処理設備（SARRY／SARRYⅡ／KURION） 淡水化装置（建屋内RO含む） 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 多核種除去設備（既設／増設／高性能） 雨水処理設備	設備停止	トラブル	●運転上の制限からの逸脱 ・汚染水処理設備において全ての設備が3日間を越えて動作不可となった場合 ・2号機又は3号機タービン建屋の滞留水水位がT.P.2064mmを超える場合において、動作可能な汚染水処理設備が1設備となった場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●汚染水処理設備（SARRY、SARRYⅡ、KURION）が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合 ・復旧に時間を要する（1日以上）場合	○	●復旧に時間を要する（停止が1日以上）と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
					●淡水化装置（建屋内RO含む）が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合 ・復旧に時間を要する（1日以上）場合	○	●復旧に時間を要する（停止が1日以上）と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					●多核種除去設備（既設、増設、高性能）が設備の異常やトラブル対応のために設備の運用を全て停止した場合 ・復旧に時間を要する（1日以上）場合	○	●復旧に時間を要する（停止が1日以上）と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					●雨水処理設備が設備の異常やトラブル対応のために運用停止期間が長期に至る場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの（可能性含む）と判断した時点 ●復旧時	D	－	○	○	
（8）使用済燃料プール内で異物を発見したとき。	「異物」とは、工具類、機材類、消耗品類及びルースパーツ（脱落した部品等）、ガレキ類をさすものとする。ただし、混入しても燃料もしくは機器等へ影響を及ぼさないものは除く。（福島第一原子力発電所1，3，4号機を除く。） なお、異物様物品を発見し、24時間以内に異物と判断できない場合は連絡する。	（2・5・6号機・共用プール） 使用済燃料プール	2・5・6号機使用済燃料プール内及び共用プール内での異物発見	トラブル	●2・5・6号機使用済燃料プール内及び共用プール内において、異物（工具類、機材類、消耗品類及びルースパーツをさす[混入しても機器、使用済燃料等へ影響を及ぼさないものは除く]）を発見した場合、また、物品を落下した場合で速やかに回収できない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●異物の状況（適宜） ●回収時	E	－	○	○	
（9）放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。	① 周辺監視区域の外の空气中又は水中の放射性物質の濃度が、規則第90条第4号及び第7号に規定する濃度限度を超えたとき。 ② 気体状又は液体状の放射性廃棄物を、それぞれ排気又は排水設備によって排出した場合において原子炉施設保安規定、実施計画及び廃止措置計画に定める放出管理目標値を超えたとき。 ③ 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより放射性廃棄物の排気施設又は排水施設の排出状況に異状が認められたとき。（福島第一原子力発電所1～4号機及び集中環境処理施設については、至近の放出量と比べて「異状」な状態となった場合とする。）	汚染水処理設備 汚染水貯留設備等	水漏れの発見（湯気を含む）	トラブル	●漏れた水が汚染水の場合 （多核種除去設備の処理済水、タンクエリア内堰の雨水、5・6号機建屋滞留水、サブドレン・地下水ドレンの汲上水、地下水バイパス水を含む） ●漏れた水がすぐに「ろ過水」「水道水」「海水」と判断できない場合 （汚染水を扱う設備の近傍における水漏れで汚染水が混入している可能性がある場合を含む） ※以下のような水漏れの場合は除く ・予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合 ・弁グランド部等からの滲みや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合 ・堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合（拭き取り等の簡易な処置により漏えい水を処理できる場合） ・堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） ●発生確認後30分以内に汚染水かどうか判断できない場合は、速やかに通報	C	○	○	○	●水漏れを発見した場合 ●分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合には公表区分その他に変更
							A	○	○	○	●汚染水の構外への流出及び流出の可能性がある場合 ●湯気によるモニタリングポストへの影響がある場合	
							B	○	○	○	●分析の結果、高濃度の汚染水（10 ⁵ ベクレル／L以上）の場合で堰外へ漏えいした場合	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
（10）核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。	① 気体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 液体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ③ 福島第一原子力発電所については、「管理区域」を「管理対象区域」と読み替える。			●漏れた水が明らかに「ろ過水」「水道水」「海水」と判断できる場合（環境に影響を与えない場合） ●漏れた水が排水基準（散水基準）を満足していることが分かっている場合（環境に影響を与えない場合）	×	－	その他	－	－	－		
				●新たな場所から湯気が確認された場合／湯気がなくなった場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報	C	○	○	○		
				●以前と同じ箇所から湯気が確認された場合／湯気がなくなった場合	○	●毎日定例的にお知らせしているプラント状況等と併せて通報	その他	－	－	－		
（11）核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。	① 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。 ② 福島第一原子力発電所については、「管理区域」を「管理対象区域」と読み替える。		水たまりの発見	トラブル	●汚染水の場合又は「雨水」「地下水」「結露水」とすぐに判断できない場合 ※以下のような場合は除く ・予め養生を設けるなど管理された状態において水たまりを確認した場合 ・弁グランド部等からの滲みや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合 ・堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合（拭き取り等の簡易な処置により漏えい水进行处理できる場合） ・堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度） ●「雨水」「地下水」「結露水」と判断できる場合（現場状況から分析には回すまでもない場合）	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報（判明している範囲で第１報を入れ、情報が入ったタイミングで第２報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）	C	○	○	○	●水溜まりを発見した場合 ●分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合には公表区分その他に変更
					○		A	○	○	○	●汚染水の構外への流出及び流出の可能性がある場合	
					○		B	○	○	○	●分析の結果、高濃度の汚染水（10 ⁵ ベクレル／L以上）の場合で堰外へ漏えいした場合	
					×	－	その他	－	－	－		
		漏えい監視設備	漏えい検知器動作	トラブル	●設備からの漏えいにより漏えい検知器が動作した場合（現場確認した上で判断） ・現場状況により速やかに現場を確認できない場合には、確認結果を待たずに通報 ・現場確認（webカメラによる確認を含む）の結果、漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り通報の有無を判断	○	●現場確認の結果、３０分以内を目安に通報（判明している範囲で第１報を入れ、情報が入ったタイミングで第２報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） ●復旧時	C	○	○	○	●漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り公表区分を判断 ●分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合には公表区分その他に変更
					●漏えい検知器が動作したが、以下の場合は除く ・誤発報の確認ができた場合 ・流入した雨水、結露水等による動作であることが確認できた場合	×	－	その他	－	－	－	
					排水路放射線モニタ警報発生等	トラブル	●B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路、D排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタで高高警報が発生した場合（排水路内作業やモニタ周りの作業（点検、清掃等）による警報発生と把握している場合、又は2系統の内1系統のみ放射線モニタの異常（故障、ノイズ等）による高高警報発生と判断でき、残りの系統で監視が継続できる場合は除く） ●B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路、D排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタで高警報が発生した場合で、現場確認又は分析の結果から汚染水等の漏えいの恐れがある場合（フォールアウトによる影響及び排水路内作業やモニタ廻りの作業（点検、清掃等）による警報発生と把握している場合は除く） ●B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路、D排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタの故障による欠測（速やかに復旧できない場合） ※2系統ともに監視不能となった場合	○	●警報発報確認後３０分以内を目安に通報（判明している範囲で第１報を入れ、情報が入ったタイミングで第２報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） ●復旧時	C	○	○
					○		A	○	○	○	●汚染水の構外への流出及び流出の可能性がある場合	
			○		C	○	○	○	●誤警報であると確認された場合は公表区分その他に変更			
			A	○	○	○	●汚染水の構外への流出及び流出の可能性がある場合					

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法				
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)					要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考
		汚染水貯蔵設備 (タンク・配管・堰)	漏えい、溢水の発見	トラブル	●パトロール等においてタンク、連絡配管からの漏えい、堰内の水の溢水を確認した場合 ※以下のような場合は除く ・予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合 ・弁グランド部等からのしみや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合 ・堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合（拭き取り等の簡易な処置により漏えい水进行处理できる場合） ・堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）	C	○	○	○	●漏えい、溢水を発見した場合 ●分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合には公表区分その他に変更
							A	○	○	○	●汚染水の構外への流出及び流出の可能性がある場合	
							B	○	○	○	●分析の結果、高濃度の汚染水（10 ⁵ ベクレル/L以上）の場合で堰外へ漏えいした場合	
			水位低下	トラブル	●タンクパトロール、水位監視等においてタンク水位低下と判断した場合（計器の誤動作を除く）	○	●確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	C	○	○	○	
			高線量箇所検出	トラブル	●タンクパトロールにおいて高線量箇所を検出した場合	○	●パトロール結果受領後30分以内を目安に通報	E	－	○	○	
		タンクエリア堰内からの水の移送、排水	操作	●タンクエリア堰内からの水の移送、排水（定められた運用以外で行った場合）	○	●開始時（一連の移送開始） ●計画変更時（実施した場合） ●終了時（一連の移送終了）	D	－	○	○		
				●タンクエリア堰内からの水の移送、排水（定められた運用による場合）	×	－	その他	－	－	－		
		汚染水処理設備等（滞留水移送装置）	滞留水移送の計画外停止	トラブル	●設備故障により計画外に停止し、復旧に時間を要する（1日以上）場合（漏えいの場合は「水漏れの発見」の項目に則る）	○	●復旧に時間を要する（停止が1日以上）と判断した時点又は停止期間が不明な場合はその時点から30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	C	○	○	○	
			滞留水の移送	作業	●高濃度滞留水の移送	○	●毎日定例的にお知らせしているプラント状況等と併せて通報	その他	－	－	－	
					●低濃度滞留水（5・6号機等）の移送（仮設タンク等、陸上での移送）	×	－	その他	－	－	－	
					●高濃度滞留水の非定例移送（孤立エリア、立坑等、からの移送）	○	●開始時（一連の移送開始） ●計画変更時（実施した場合） ●終了時（一連の移送終了）	E	－	○	○	
			●低濃度滞留水（5・6号機等）の移送（メカフロート等、海への流出の可能性のある移送）	○	●開始時（一連の移送開始） ●計画変更時（実施した場合） ●終了時（一連の移送終了）	E	－	○	○			
		使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	キャスク仮保管施設の異常	トラブル	●キャスクの表面温度、圧力に異常が認められた場合 ・表面温度の異常を表す警報が発生した場合、又は指示変動を確認し異常と判断した場合（計器の誤動作を除く） ・蓋間圧力が変動している場合（監視計器2系統の両方が変動し、異常と判断した場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	B	○	○	○	
					●キャスクの表面温度、蓋間圧力が監視不能となった場合（現場で表面温度、蓋間圧力が確認できる場合は除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	B	○	○	○	
					●保管エリア内のエリア放射線モニタの指示値に有意な変動が確認された場合（計器の誤動作を除く） ●放射線モニタ「高」警報が発生した場合（計器の誤動作を除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	B	○	○	○	
					●保管エリア内のエリア放射線モニタが全て監視不能となった場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	B	○	○	○	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法						
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）					要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考		
		放射性物質の放出抑制設備	放射性物質放出関連作業	作業	●シルトフェンスを開閉した場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●開放後（１日で終る場合省略） ●閉止後	E	－	○	○			
					●放射性物質放出防止に係わる作業の完了（ビット閉塞工事、カバー設置工事等）	○	●完了後速やかに	E	－	○	○			
		放射性物質の除染設備	放射性物質の排出	トラブル	●設備の故障等により建屋内部にて放射性物質の排出が発生した場合、又は発生した可能性がある場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	D	－	○	○			
								C	○	○	○	●建屋外への排出を確認した場合、又は排出した可能性がある場合		
		（12）放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。	① 放射線業務従事者の受ける実効線量（５年間につき100ミリシーベルト、かつ、１年間につき50ミリシーベルト）、眼の水晶体の等価線量（１年間につき150ミリシーベルト）、皮膚の等価線量（１年間につき500ミリシーベルト）、女性の実効線量等が法令で定める線量限度を超えたとき、又はそのおそれがあるとき。 ② 線量限度以下の被ばくであっても放射線管理計画書に記載された値を著しく超えたとき。 ③ 被ばく者に対する特別の措置とは、医師等の指示により勤務場所等を変更したとき、医師が放射線障害のおそれがあると判断し、診察・処置等を行ったとき、又は医師の診察・除染等の処置を必要とするときをいう。ただし、発電所内で水洗等の簡易な除染で除去されたものは除く。	被ばく関係	線量超過	トラブル	●法令に定める線量限度を超えた場合、そのおそれのある場合（１日もしくは作業単位での大量の被ばくの場合） （実効線量100ミリシーベルト／５年&50ミリシーベルト／年、眼の水晶体100ミリシーベルト／５年&50ミリシーベルト／年、皮膚500ミリシーベルト／年 等） ●放射線管理計画書に記載された値を超えた場合（5ミリシーベルトを超える作業が対象）、又は非放射線従事者が0. 5ミリシーベルトを超えた場合 ●放射線業務従事者の1ミリシーベルトを超える計画外の被ばくがあった時	○ ○	●判明後３０分以内を目安に通報 ●判明後３０分以内を目安に通報 ●判明後３０分以内を目安に通報	A B E	○ ○ －	○ ○ －	○ ○ ○	 ●累積で超過する場合
					個人線量計の装着忘れ（リングバッジ等も含む）	トラブル	●作業において個人線量計（ガラス線量計及びポケット線量計の両方）を装着していなかった場合 ※ガラス線量計又はポケット線量計のどちらかを装着している場合は対象外	○	●判明後３０分以内を目安に通報	E	－	○	○	
高濃度物質、高濃度汚染水を発見	トラブル				●高濃度物質、高濃度汚染水を発見し、立ち入り制限を実施した場合 （雰囲気線量率の目安は1～4号機物的防護区域内で100ミリシーベルト／時、外で15ミリシーベルト／時）	○	●制限措置実施判断後３０分以内を目安に通報	D	－	○	○			
内部取込の可能性	トラブル				●内部取込みの可能性がある場合 ・首より上に汚染が確認され、聞き取り調査結果から内部取込の可能性があると判断した時 ・鼻腔スミヤで汚染が検出された時 ・ホールボディカウンタ測定結果から内部取込の可能性があると判断した時 ・負傷により傷口等に汚染が確認され、除染できず内部被ばくの可能性があると判断した時	○	●判断後３０分以内を目安に通報 ●内部被ばく線量が確定した時	E C	－ ○	○ ○	○ ○	●内部取込みの可能性があると判断した場合 ●確定した内部被ばく線量が記録レベル（2mSv）以上の場合 ●確定線量の通報後３０分以内を目安に一斉メール送信		
汚染水等の付着	トラブル				●汚染水等の付着があり、管理対象区域の退出基準以下まで汚染の除去ができなかった場合	○	●判明後３０分以内を目安に通報 ●汚染検査、除染結果、線量評価	C	○	○	○	○	●線量評価により「線量超過」に該当する場合には各公表区分による	
全面マスク着用指示	トラブル				●一時的に全面マスク着用省略の運用を中止するトラブルが発生した場合	○	●全面マスク着用指示後３０分以内を目安に通報 ●ダスト、空間線量確認後	C	○	○	○	○		
（13）敷地内において火災が発生したとき。	火災であるかを判断できない場合は、発煙の有無等の発生事象の概要、消防署への通報の有無等の対応内容について連絡する。	火災・発煙・油漏れ	火災・火災報知器作動	トラブル	●火災を発見し、１１９番通報した場合	○	●確認・消防通報後３０分以内を目安に通報 ●鎮火後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による鎮火判断後	B	○	○	○	●消防により「火災ではない」と判断された場合は公表区分その他に変更		
					●火災報知器が動作し、誤発報との判断ができない場合	○	●発生確認後３０分以内を目安に通報 ●現場確認後（火災又は誤警報判断後）３０分を目安に通報	C	○	○	○	○	●消防により「火災ではない」と判断された場合は公表区分その他に変更	
					●火災報知器が動作したが３０分以内に誤発報の確認ができた場合	×	－	その他	－	－	－	－		

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
		火災・発煙・油 漏れ	発煙・焦げ跡の確認	トラブル	●火災のおそれありとして消防に通報した場合 （消火活動を必要としない場合）	○	●確認・消防通報後３０分以内を目安に通報 ●発煙停止後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による判断後（火災か否か）	C	○	○	○	●消防により「火災」と判断された場 合は公表区分C ●消防により「火災ではない」と判断 された場合や消防が来所しない場合は 公表区分その他に変更
			油漏れ／危険物漏れ ／有害物質漏れ	トラブル	●漏えいが確認され、漏えい拡大・火災への発展等のおそれ があり、消防に通報した場合	○	●確認・消防通報後３０分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	C	○	○	○	●消防により「危険物の漏えいではな い」と判断された場合は公表区分そ 他に変更
					●漏えいが確認され、消防に通報した場合	○	●確認・消防通報後３０分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	E	－	－	○	●消防により「危険物の漏えいではな い」と判断された場合は公表区分そ 他に変更
					●有害物質等（有害物質、指定物質、生活環境に影響を与え る物質）を含む水の漏えいが確認され、付近の側溝や排水路 へ流出した場合、又は地下に浸透した場合 ※有害物質等とは、水質汚濁防止法第2条（水質汚濁防止法 施行令）で定めているものを対象としており、汚染水は含ま ない（汚染水の漏えいは「水漏れの発見」に則り通報の有無 を判断する）	○	●確認・消防通報後３０分以内を目安に通報	C	○	○	○	
（14）原子炉施設に関 し人の障害（放射線以 外の障害であって軽微 なものを除く。）が発 生し、又は発生するお それがあるとき。 （15）前各号のほか発 電所敷地内で起きた事 故であって周辺住民に 不安を与えるおそれが あるとき。	人の障害とは、放射線による 障害及びそれ以外の事故等 による障害をさすものとし、医 師等により休業の必要がある と判断された場合、又は、当 日中に医師の診断結果が得ら れず、障害の程度が判断でき ない場合は連絡する。 発電所敷地内で起きた事故で あって救急車を要請した場 合、ドクターヘリが発電所内 に着陸する場合等。	けが人・傷病者	作業に起因するけ が、熱中症の発生	トラブル	●作業に起因する負傷等で死亡者が発生した場合	○	●死亡診断が出された後	A	○	○	○	
					●作業に起因する負傷等で重篤者（意識不明、心肺停止等） が発生した場合	○	●搬送依頼後３０分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後	B	○	○	○	
					●死亡者・重篤者以外の作業に起因する負傷等で、救急車・ ドクターヘリで病院へ搬送した場合	○	●搬送依頼後３０分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後	C	○	○	○	
					●作業に起因する負傷等で業務車等で病院へ搬送し医療行為 を受けた場合（翌日病院へ行った場合を含む）、又は集団感 染の発生などで作業に影響が出る場合	○	●医師の診断（作業起因による１日以上の休業 又は感染症による休業）が出た後	E	－	○	○	
			その他疾病の発生 （発生時に作業との 因果関係が不明のも のを含む）	－	●死亡者、重篤者（意識不明、心肺停止等）が発生した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●死亡診断が出された後 ●医師の診断結果が出た後（診断結果が内因性 の場合には病名は記載しない）	D	－	○※	○※	●夜間・休日を含め、後日、作業との 因果関係が認められた場合は速やかに 一斉メール送信（公表区分A扱い） ※診断結果が内因性の場合には病名は 記載しない
					●死亡者・重篤者以外で救急車・ドクターヘリで病院へ搬送 した場合	○	●搬送依頼後３０分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後（診断結果が内因性 の場合には病名は記載しない）	E	－	－	○※	※診断結果が内因性の場合には病名は 公表しない
					●業務車等で病院へ搬送し医療行為を受けた場合（翌日病院 へ行った場合を含む）、又は集団感染の発生などで作業に影 響が出る場合	×	－	その他	－	－	－	
			原子炉施設が原因と なる人の障害	トラブル	●原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽 微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき （放射線障害及びそれ以外の事故等による障害をさすもの とし、医師等により休業の必要があると判断された場合、又 は、当日中に医師の診断結果が得られず、障害の程度が判断 できない場合。原子炉施設の故障等、原子炉施設が障害の直 接の原因となった場合に限定される（作業用機器、仮設機器 等は含まない）	○	●判断を確認後３０分以内を目安に通報	B	○	○	○	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
（16）その他必要と認められる事項	① 原子力発電所で大きな地震を感じたとき（地震観測地点の「双葉町両竹」「大熊町大川原」「大熊町野上」「富岡町本岡」「楡葉町北田」のいずれかで震度4以上を目安とする。）。	気象状況 （地震、竜巻等）	地震	地震	●震度4以上（双葉町、大熊町、楡葉町、富岡町の観測点）	○	●発生後の中央制御室（1～4号機、5・6号機、水処理）パラメータ確認後、速やかに ●異常が確認された場合、速やかに ●パトロール終了時（区分2・3の場合）	C	○	－	○	
					●震度3以下（同上）	×	－	その他	－	－	－	
			竜巻／落雷／津波等	竜巻／落雷／津波等	●注意報／警報が発令され、現場に退避指示を出した場合	○	●退避指示発令時 ●退避指示解除時	E	－	－	○	
	② 隣り合う2局以上のモニタリングポストにおいて、2時間以上の欠測が生じたとき等。〔（4）参照] ③ 機器の故障や誤操作等により原子炉施設保安規定（福島第一原子力発電所においては実施計画）に定める運転上の制限からの逸脱が生じたとき。	設備共通	運転上の制限からの逸脱	トラブル	●各設備等のトラブル事案に記載のない機器の故障や誤操作等による運転上の制限からの逸脱	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	B	○	○	○	
					●運転上の制限からの逸脱を継続している状態で、プラントパラメータに大きな変動が確認された場合	○	●パラメータ急変発生確認後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回／時間）通報	B	○	○	○	
			計画的に運転上の制限外へ移行	作業	●保全作業（試験含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的に運転上の制限外へ移行した後 ●運転上の制限外からの復帰時	E	－	○	○	
	④ 作業に起因する傷病が発生し、医師の診断により1日以上 の休業となるとき。	（14）人の障害が発生したとき「けが人・傷病者」に記載										
	《当社で想定》	設備共通	法令報告該当	－	●トラブルが原子炉等規制法、電気事業法等に基づく報告対象に該当すると判断された場合	○※1	※1 それぞれのトラブル通報に加えて連絡 ●該当判断後30分以内を目安に通報 ●復帰宣言後	※2	※2	○	○	※2 それぞれのトラブルによる区分に従う
			実施計画違反	－	●保安検査、保安調査において実施計画違反（違反1～3）と判断された場合	×	－	その他	－	－	○	
				●保安検査、保安調査において実施計画違反（監視）と判断された場合	×	－	その他	－	－	○		
		新規設備導入、主要設備復旧	作業	●炉心、使用済燃料プールの冷却に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができ次第実施	E	－	○	○		
				●放射性物質の放出管理に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができ次第実施	E	－	○	○		
				●5・6号機の主要設備復旧時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができ次第実施	E	－	○	○		
		放射性物質の調査依頼	作業	●発電所構外で福島第一由来と思われる放射性物質が見つかり、調査を依頼された場合	×	－	E	－	－	○	●環境省の除染エリア毎で最初に発見したものを搬入した時と除染エリア毎にとりまとまった時に公表	
		作業員の安全確保	－	●設備上の不具合等により作業員を退避させた場合、又は人の立ち入りを制限した場合	○	●該当判断後30分以内を目安に通報	E	－	○	○		

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法				
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)					要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考
	《当社で想定》	地下水バイパス	設備停止	トラブル	●設備の異常やトラブル等により地下水バイパスの運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
			排水停止	トラブル	●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合 ・放水ポンプ異常（排水自動停止） ・ 放水ポンプ出口放射線モニタ「高」（排水自動停止）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	D	－	○	○	
			水漏れの発見	トラブル	●汲上水が設備外へ流出した場合 ※排水基準を満足していることが確認された場合を除く	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	その他	－	－	－	
			サンプリング結果	－	●一時貯留タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合	○	●分析結果確定後に通報	C	○	○	○	
				－	●揚水井のサンプリング結果が運用目標値を超え汲み上げを停止する場合	○	●分析結果確定後、汲み上げ停止の判断時 ●復旧時	D	－	○	○	
				－	●排水前の一時貯留タンク水のサンプリング結果	○	●排水開始前	その他	－	－	－	
			排水実績	作業	●排水終了	○	●排水作業終了後	E	－	○	○	
		サブドレン・地下水ドレン集水設備 サブドレン他浄化設備・移送設備	設備停止	トラブル	●ポンプなどのトラブルや建屋内滞留水水位よりサブドレン水位が低くなる恐れがある場合等により、系統の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
			排水停止	トラブル	●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合 ・浄化水移送ポンプ異常（排水自動停止） ・浄化水移送ポンプ出口放射線モニタ「高」（排水自動停止）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	D	－	○	○	
			水位低下	トラブル	●運転上の制限からの逸脱 ・サブドレン水位≦建屋内滞留水水位となった場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	B	○	○	○	
			水位上昇	トラブル	●汲上水が地表面へ溢水した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	D	－	○	○	
			水漏れの発見	トラブル	●汲上水が設備外へ流出した場合 ※排水基準を満足していることが確認された場合を除く	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
			サンプリング結果	－	●排水基準を満足していることが確認された場合を除く	○	●トリチウム分析結果確定後に通報 ●定期的な分析結果確定後、排水停止の判断時 ●復旧時	C	○	○	○	
				－	●集水タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合で、浄化設備への移送が不可と判断した場合	○	●分析結果確定後、移送不可の判断時 ●復旧時	D	－	○	○	
				－	●排水前の一時貯水タンク水のサンプリング結果	○	●排水開始前	その他	－	－	－	
			排水実績	作業	●排水終了	○	●排水作業終了後	E	－	○	○	

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 （2019.12.26施行）	運用上の留意点 （2019.12.26施行）				要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考	
	≪当社で想定≫	陸側遮水壁	設備停止	トラブル	●設備の異常やトラブル等により陸側遮水壁の片系又は両系の運用を停止する場合 ・計画外の冷凍機の全停止 ・ブライン供給ポンプ全台停止 （凍結管へのブライン供給ができない状況） （予備機へ切り替えが可能な場合を除く） ・ブラインの漏えいにより陸側遮水壁の運用継続に影響	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
		2. 5m盤地下水位	地下水位の上昇	トラブル	●観測井水位が地表面と同等の水位のT.P.2479mmを越えた場合、又は越えた恐れがあると判断した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●地表面以下に戻ったことを確認後	C	○	○	○	
		雑固体廃棄物焼却設備・増設雑固体廃棄物焼却設備	設備停止	トラブル	●排気のモニタリングの結果、異常が認められ、焼却設備が自動停止又は非常停止ボタンにより停止した場合 ・放射線管理設備ダストモニタA/B「放射能高高」警報発生（計器誤動作を除く） ・放射線管理設備ダストモニタ「動作不良」警報の両系発生 ・放射線管理設備ガスモニタA/B「放射能高高」警報発生（計器誤動作を除く） ・放射線管理設備ガスモニタA/B「動作不良」警報の両系発生	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					●設備の異常やトラブル等に伴い、焼却設備を自動停止又は非常停止ボタンにより停止した場合 ・サンプルラックで粒子状の放射性物質濃度を測定（頻度：1週間に1回）した結果、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3カ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	C	○	○	○	
					●設備の異常やトラブル等に伴い、焼却設備を自動停止又は非常停止ボタンにより停止した場合 ・放射線管理設備サンプルラック「重故障」警報の両系発生	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	D	—	○	○	
					●設備の異常やトラブル等に伴う焼却設備の運用停止により、保護衣等の焼却処分に支障を及ぼす等、保管計画を変更する可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至ることにより、保管計画の変更が必要（可能性含む）と判断した時点 ●復旧時	D	—	○	○	
					放射性物質の漏えい	トラブル	●焼却設備の故障により焼却設備から気体状の放射性物質の漏えいが発生した場合。ただし、建屋内への漏えい及び排ガスフィルターの下流からの漏えいは除く ●焼却設備の故障により放射性物質に汚染された液体が漏えいした場合。なお、排ガスフィルターの下流からの漏えい、予め液体漏えいを想定した設備内及び区域（養生等により拡大防止がなされている場所）を除く ●焼却設備の故障により焼却灰が漏えいした場合。なお、予め焼却灰の漏えいを想定した設備内及び区域（養生等により拡大防止がなされている場所）を除く	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○
		JAEA放射性物質分析・研究施設 第1棟	放射性物質の漏えい	トラブル（気体）	（通常放出経路で異常があった場合） ●排気のダストモニタリングに異常が確認された場合 ・排気用ダストモニタ高高警報発生（2系統ともに高高警報が発生又は1系統で高高警報が発生し、他の1系に有意な変動がある場合） ・排気用ダストモニタ監視不能（2系統とも監視不能になった場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
					（通常放出経路以外でダスト漏えいする可能性がある場合） ●建屋換気空調設備が停止し、且つ、施設内のダストモニタリングに異常が認められた場合 ・室内ダストモニタ高高警報発生	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	E	—	—	○	
				トラブル（液体）	●液体廃棄物が貯留設備から漏えいし、且つ、拡大防止措置を目的とした堰等の外に漏えいが広がった場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2025年2月7日施行
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法				
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)					要否	タイミング	公表区分	一斉 メール	日報	会見説明	備考
		ALPS処理水 希釈放出設備	放出基準を満足しない放出	トラブル	●設備の異常やトラブル等によりALPS処理水を未測定・確認不備の状態で放出した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
			設備停止	トラブル	●設備の異常やトラブル等により設備の運用（受け入れ、測定・確認、放出）を停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
			水漏れ・水溜りの発見	トラブル	●漏れた水が放出基準を満足していることが確認できない場合で、港湾内に流出した可能性がある場合（漏れた水が海水のみと判断できる場合は除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）	B	○	○	○	
				トラブル	●漏れた水が放出基準を満足していることが確認できない場合 ※以下のような場合は除く ・漏れた水が海水のみと判断できる場合 ・予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合 ・弁グランド部等からの滲みや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合 ・堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合（拭き取り等の簡易な処置により漏えい水を処理できる場合） ・堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）	C	○	○	○	
			取水モニタ・立坑モニタ	トラブル	●取水モニタ、立坑モニタで高警報が発生した場合（モニタ周りの作業（点検、清掃など）による警報発生と把握している場合は除く）	○	●手分析を行い測定結果が高警報以上であることを確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
			サンプリング結果	—	●放出前のK4タンクのサンプリング結果	○	●放出開始前	その他	—	○	—	
			放出実績	作業	●放出開始・終了	○	●放出作業開始実績・終了実績	E	—	○	○	
					●放出量の実績	○	●1日の放出量の実績を通報	その他	—	※	※	※公表区分「その他」であるが、適宜、日報への記載、会見での説明を行う

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイミングで通報・公表します。
※竜巻／落雷／津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見等を開催します。
※会見とは本社・現地会場における記者会見もしくは福島県政記者会における記者レクを指します。
※本資料における「通報連絡」は、原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく報告にて行います。

【改訂履歴】	
2013年9月17日初版	2020年7月27日施行
2014年2月20日更新	2022年10月1日施行
2015年5月12日更新	2023年8月24日施行
2015年10月5日更新	2025年2月7日施行
2016年2月1日更新	
2017年2月28日更新	
2017年7月27日更新	
2018年10月22日施行	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の公表方法・タイミングについて

公表区分	考え方	公表方法・タイミング			
			一斉メール	日報	会見説明
区分A	・冷温停止状態の維持に影響を与えるもの ・周辺環境（敷地境界外側、海洋）への影響が考えられるもの ・重大な人身災害（大量の放射線被ばくなど）	・通報後30分以内を目安に一斉メールを発信 ・実績は日報に記載 ・直ちに臨時会見を開催	○	○	○
区分B	・冷温停止状態の維持に影響を与える可能性があるもの ・周辺環境（敷地境界外側、海洋）への影響の可能性が排除できないもの ・社会的に重大な関心のあるもの 等	・通報後30分以内を目安に一斉メールを発信 ・実績は日報に記載 ・直近の会見にて説明 ＜会見未開催日（休日を含む）には、臨時会見の開催も検討＞	○	○	○
区分C	・発電所施設運営に軽度な影響を与えるもの ・社会的に大きな関心のあるもの 等	・通報後30分以内を目安に一斉メールを発信 ・実績は日報に記載 ・直近の会見にて説明	○	○	○
区分D	・発電所施設運営に軽度な影響を与えるもの ・社会的に関心のあるもの 等	・平日昼間に発生したもの →直近の会見にて説明 ・夜間・休日に発生し、緊急性が高いもの →通報後30分以内を目安に一斉メールを発信 ・実績は日報に記載	△ （夜間、休日は発信する場合あり）	○	○
区分E	・発電所施設運営に係る設備のごく軽度な故障 ・計画作業、操作 等	・直近の会見にて説明	—	△ （記載する場合あり）	○
区分その他		—	—	—	—

※上記によらない事故・トラブルが発生した場合は、社会的関心の状況などを踏まえて公表の可否を柔軟に判断します。

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイミングで公表します。

※竜巻／落雷／津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見等を開催します。

※会見とは本社・現地会場における記者会見もしくは福島県政記者会における記者レクを指します。